

日本天文協議会 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、日本天文協議会と称する。

2 本会の名称の英文表記は、Astronomical Consortium of Japan (略称 ACJ) とする。

(目的)

第2条 本会は、天文研究、教育、普及、アマチュア活動に携わる組織・団体が一体となり相互に協力して、日本の社会における天文と科学の振興および理解の推進に寄与することを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 普及・教育事業
2. 関連団体との共催および後援事業
3. 関連事業の普及・広報
4. その他、目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(入会)

第4条 第2条の目的に賛同する組織・団体であり、且つ入会が認められた者。

2 会員になろうとする者は、会長に申し出て運営委員会の承認を受けなければならない。

(退会)

第5条 会員で退会を希望する者は、会長への申し出により退会できる。

2 会員が本会の目的に反した活動を行った場合、または運営委員会が会員として不相当と認めた場合、これを退会とすることができる。

第3章 運営

(総会)

第6条 総会は、本会運営の基本方針等を決定する最高の議決機関であり、会員により構成される。

2 総会は、年1回以上開催し、会長が招集する。

3 総会は、本会の運営に関する事項、会長の選出、運営委員の承認、その他主要な事項について審議し、決定する。

4 総会は、全会員の3分の2の出席により成立する。

5 総会の議決権は、1会員につき1票とする。

6 総会の決議は、出席会員の過半数の賛成を得て成立する。

(運営委員会)

第7条 本会を運営するために、運営委員会および運営委員長を置く。

2 運営委員は、各会員より選出された個人により構成される。

3 運営委員の中から互選により1名を運営委員長として選出する。

4 運営委員会は、運営委員および会長で構成する。

5 運営委員会は必要に応じて開催し、運営委員長が招集する。

(会長)

第8条 本会を代表し会務を統括するために会長を置く。

2 会長は1名とし、総会において選出する。

3 任期は2年とし、再任は妨げないものとする。

(顧問)

第9条 本会の運営に対して助言を与えるために顧問を置くことができる。

2 顧問は若干名とし、総会で指名する。

(事務局)

第10条 本会の会務の執行を補助するために事務局を置く

(年度)

第11条 本会の運営年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

第4章 その他

(ワーキンググループ)

第12条 運営委員会は、第3条4に従いその事業の実務にあたるワーキンググループを置くことができる。

(細則)

第13条 本会の運営に必要な細則を定めることができる。

2 細則は、運営委員会において審議し決定する。

(規約の改正)

第14条 本規約は、総会において改正することができる。

付則

本規約は、2010年9月9日より施行する。